

## 北里大学健康科学部における試験不正行為者処分内規

2024年6月18日 制定

(総則)

第1条 学則及び北里大学学生における懲戒処分に関する公表基準に基づき、北里大学健康科学部が実施する試験において不正行為を行った者（以下「不正行為者」という。）に対する処分は、この内規の定めるところによる。

(処分の決定)

第2条 不正行為者の処分は、教授会において決定する。

(処分決定までの措置)

第3条 不正行為者は、不正行為が発生した試験時限から処分決定まで、自宅待機とする。

(処分の内容)

第4条 不正行為者の処分は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為者は、当該試験期間中の成績を全て無効としたうえ、無期停学処分とする。無効となった科目の追再試験の受験は認めない。
- (2) 実習試験及び定期・追再試験期間外に実施する試験において不正行為を行った者は、当該科目の成績を無効としたうえ、無期停学処分とする。
- (3) 従前の試験において不正行為に係る処分を受けた者が、その後の試験において不正行為をしたときは、別途処分を決定する。
- (4) 代人受験をした者及び代人受験させた者は、別途処分を決定する。

(公示・通知)

第5条 不正行為者に対する処分を決定したときは、処分の内容を48時間以上掲示板に公示し、ホームページへの掲載期間は1か月とする。また、保証人にその旨を通知する。

(奨学生)

第6条 不正行為者が外部機関の奨学生であるときは、その旨を各機関に報告する。

(表彰の除外)

第7条 不正行為者は、在学中の学内表彰の対象者から除外する。

(内規の対象)

第8条 この内規は、不正行為に関与した全ての者を対象とする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教育委員会、学生指導委員会及び運営委員会の議を経て、教授会において決定する。

附 則（北学総第2024-04636号）

(施行期日)

この内規は、2024年6月18日から施行する。